

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

令和4年11月22日午後1時00分～午後4時50分までの間

第2 公安委員会委員長の互選について

高瀬公安委員会委員長が12月19日をもって委員任期満了のうえ退任することから、本日、委員の互選により、12月20日から梅宮委員が委員長に就任することを決定した。

第3 全体会議

1 審議事項

なし

2 報告事項

(1) 全国地域安全運動の実施結果について

10月11日から10月20日までの間において実施した全国地域安全運動の結果について報告があった。

【委員発言要旨】

○ 各警察署において、創意工夫を凝らした様々な取組が実施されたことにより、府民の防犯に対する機運が高まったものと認識している。今後も、府民にとって身近で頼りになる警察活動をお願いしたい。

(2) 連続窃盗（ひったくり）事件被疑者の発生及び検挙について

捜査第三課が、南警察署と合同で、標記の事件につき、11月12日に被疑者1人を検挙した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 引き続き、しっかりと取締りをお願いしたい。

(3) 会社法違反（特別背任）事件等被疑者の検挙について

捜査第四課が、西警察署、淀川警察署、此花警察署、天満警察署と合同で、標記の事件につき、11月17日までに被疑者4人を検挙した旨の報告があった。

(4) 大型商業施設騙り特殊詐欺事件被疑者の検挙について

特殊詐欺捜査課が、寝屋川警察署、八尾警察署、茨木警察署、吹田警察署、守口警察署、南警察署、住吉警察署、池田警察署、奈良県警察及び滋賀県警察と合同で、標記の事件につき、11月12日までに被疑者24人を検挙した旨の報告があった。

(5) 2022 FIFAワールドカップ・カタール大会開催に伴う雑踏対策等について

11月20日から12月18日までのカタール国における2022 FIFAワールドカップ・カタール大会の開催に伴い、南警察署管内において、機動隊を派遣した雑踏対策等を実施する旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 試合の勝敗により雑踏状況が異なると思うが、あらゆる状況を想定しながら警備に万全を期していただきたい。

第4 個別会議

1 決裁事項

(1) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、46件の行政処分を決定した。

(2) 警察署協議会委員の改選について

令和5年中に任期満了となる63警察署の協議会委員について、委員の人選における留意事項に則った改選を実施するほか、表彰基準に該当する委員に感謝状を贈呈する旨の上申があり、審議の結果、可として決裁した。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく聴聞実施結果及び行政処分の決定について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分1件について、審議の結果、風俗営業の取消し及び飲食店営業の停止を決定した。

(4) 不服申立てに対する裁決について

ア 運転免許拒否処分に対する審査請求事案

運転免許拒否処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。

イ 運転免許取消処分に対する審査請求事案

運転免許取消処分の取消しを求めた審査請求事案2件について、審議の結果、当該各処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから、いずれも棄却とした。

ウ 運転免許効力停止処分に対する審査請求事案

運転免許効力停止処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。

エ 運転免許証交付処分に対する審査請求事案

運転免許証交付処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから棄却とした。

オ 放置違反金納付命令に係る債権差押処分及び配当処分に対する審査請求事案

放置違反金納付命令3件に係る債権差押処分及び配当処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該各債権差押処分は、既に第三債務者からの取立てが完了し、法的効力が消滅しており、その取消しを求める法律上の利益はなく不適法であることから、いずれも却下とし、当該各配当処分については、地方税法等に基づき適正に行ったものであることから、いずれも棄却とした。

(5) 運転免許取消処分に係る執行停止の申立て事件の対応について

運転免許取消処分に係る執行停止の申立て事件1件について、11月9日、大阪地方裁判所に申立てがなされた旨の報告があり、審議の結果、対応することとして決裁した。

- (6) 苦情・意見要望等の受理等について
 - ア 苦情 1 件について調査結果の報告があり、審議の結果、回答を決定した。
 - イ 苦情・意見要望等 6 件の報告があり、審議の結果、1 件については苦情受理として事実調査を指示し、5 件については意見要望等としてそれぞれ処理方針を決定した。
- (7) 令和 5 年度大阪府留置施設視察委員会委員の候補者の選定について
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく、令和 5 年度の大
阪府留置施設視察委員会委員の候補者の選定について上申があり、可として決
裁した。
- (8) 警察署協議会委員の辞職について
警察署協議会委員 1 人の辞職について上申があり、可として決裁した。

2 報告事項

- (1) 被留置者の自殺事案に係る調査状況について
被留置者の自殺事案に係る調査状況について報告があった。
- (2) 令和 4 年度第 2 四半期会計事務定期監査の実施結果について
大阪府警察会計事務監査規程に基づき、令和 4 年度第 2 四半期に本部 2 1 所
属及び警察署 2 3 署に対して実施した会計事務定期監査の結果について報告が
あった。
- (3) 集団示威運動等に係る専決事務の処理状況について
1 1 月 7 日から 1 1 月 1 3 日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請
に係る専決事務の処理状況について報告があった。

以 上